

# 平成30年度教育委員会定例会会議録

【日時】 平成30年11月27日（火）

【開会】 14時00分

【閉会】 14時40分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

## 【出席委員】

教育長 渡邊 直美

委員 小原 良

委員 岡田 弘

教育長職務代理者 前田 博明

委員 中村 香

## 【欠席委員】

委員 高橋 美里

## 【出席職員】

教育次長 小椋 信也

総務部長 野本 宏一

教育環境整備推進室長 古内 久

職員部長 小田桐 恵

学校教育部長 市川 洋

健康給食推進室長 金子 浩美

生涯学習部長 前田 明信

庶務課長 森 有作

庶務課担当課長 瀬川 裕

企画課長 田中 一平

庶務課課長補佐 武田 充功

企画課担当係長 金子 堅太郎

指導課長 久保 慎太郎

カリキュラムセンター担当課長 辰口 直美

カリキュラムセンター指導主事 米倉 雅実

教職員企画課長 猪俣 聡

教職員企画課担当係長 外山 裕一

教職員企画課主任 櫻井 麻衣

調査・委員会担当係長 高橋 勉

書記 茅根 真帆

## 【署名人】

教育長職務代理者 前田 博明

委員 小原 良

( 1 4 時 0 0 分 開 会 )

## 1 開会宣言

【渡邊教育長】

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

本日は、高橋委員が欠席でございますが、教育長及び在任委員の過半数である4名以上の出席がございますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、会議は成立しております。

## 2 開催時間

【渡邊教育長】

本日の会期は、14時00分から15時00分までといたします。

## 3 傍聴（傍聴者 2名）

【渡邊教育長】

本日は、傍聴の申し出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、異議なしとして、傍聴を許可します。

## 4 非公開案件

【渡邊教育長】

本日の日程は、配布のとおりでございますが、報告事項No.3は、特定の個人が識別され得る情報が含まれており、公開することにより、個人の権利、利益を害するおそれや、事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため、議案第54号は、人事管理に係る内容のため、公開するこ

とにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、これらの案件を非公開とすることでよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<了承>

**【渡邊教育長】**

それでは、そのように決定いたします。

## 5 署名人

**【渡邊教育長】**

次に、署名人でございます。本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

前田委員と小原委員をお願いいたします。

## 6 報告事項 I

### 報告事項 No. 1 叙位・叙勲について

**【渡邊教育長】**

それでは、まず報告事項 I に入ります。

「報告事項No.1 叙位・叙勲について」でございます。説明を庶務課長をお願いいたします。

**【森庶務課長】**

「報告事項No.1 叙位・叙勲について」、御報告申し上げます。

本日御報告申し上げる方は8名でございます。

平成30年秋の叙勲を受けられた方が2名、高齢者叙勲を受けられた方が4名、死亡叙位・叙勲を受けられた方が1名、死亡叙位を受けられた方が1名いらっしゃり、その受章者指名等につきましては、お手元の資料記載のとおりでございます。

はじめに、平成30年秋の叙勲でございますが、藤田力先生におかれましては、昭和46年に本市において教職の道を歩み始められ、平成20年に川崎市立新城小学校長として退職されるまでの37年余りの間、教育の発展に御尽力いただきました。川崎市立小学校長会長、同副会長及び顧問、神奈川県公立小学校長会総務部長及び広報部長を歴任され、退職後は財団法人川崎市学校給食会理事長、NPO法人教育活動サポートセンター理事長を務められるなど、様々な教育活動を実践なさり、本市の教育の充実と発展に貢献されました。

次に、江幡正嗣先生におかれましては、昭和46年に本市において教職の道を歩み始められ、平成20年に川崎市立田島養護学校長として退職されるまで、37年にわたり教育の発展に御尽力いただきました。特別支援教育に関する研究や障害児教育の環境整備に関する施策の実現に力

を尽くされ、本市のみならず神奈川県在校長会や研究会の要職を歴任なさって、特別支援教育の向上と発展に寄与なさいました。

次に、高齢者叙勲でございますが、本多正一先生におかれましては、昭和27年に本市において教職の道を歩み始められ、平成3年に川崎市立田島小学校長として退職されるまでの39年余りの間、教育の発展に御尽力いただきました。川柳を愛好なさるなど、国語教育に造詣が深く、川崎市立小学校教育研究会において、国語研究会長、同副会長及び顧問等を歴任なさり、本市の教育、特に国語教育の推進と発展に貢献されました。

杉山徳夫先生におかれましては、昭和24年に教職の道を歩み始められ、平成3年に川崎市立白山小学校長として退職されるまで、42年にわたり教育の発展に御尽力いただきました。川崎市立小学校教育研究会視聴覚教育研究会長、神奈川県放送教育研究協議会副会長などの要職において、教育放送の効果的利用に関する研究を続けられ、その成果が高く評価されました。本市及び神奈川県における視聴覚教育の向上に力を尽くされ、指導講師としても活躍なさって、学校教育の充実と発展に寄与なさいました。

1枚おめくりいただきまして、田山義夫先生におかれましては、昭和24年に本市において教職の道を歩み始められ、平成3年に川崎市立東柿生小学校長として退職されるまで、42年間教育の発展に御尽力いただきました。「開かれた学校」推進事業をはじめ、地域教育力活性化事業委員会を発足させるなど、学校と地域との連携体制をつくり上げ、その成果を特別活動の全国大会において実践事例として発表なされました。また、川崎市立小学校教育研究会統計教育研究会長を務められ、学校教育の充実と発展に貢献されました。

高橋和雄先生におかれましては、昭和24年に本市において教職の道を歩み始められ、平成3年に川崎市立渡田小学校長として退職されるまで、42年間教育の発展に御尽力いただきました。学校給食を通じた食育に早くから取り組まれ、川崎市立小学校教育研究会学校栄養研究会会長、神奈川県公立学校栄養研究会会長などを歴任なさり、子どもたちの食生活の改善と向上を目指して、様々な活動を実践し、本市の教育発展に寄与なされました。

次に、死亡叙位・叙勲でございますが、永井英雄先生におかれましては、昭和34年に本市において教職の道を歩み始められ、平成9年に川崎市立玉川小学校長として退職されるまで、38年余り教育の発展に御尽力いただきました。文部省体育科研究推進校としての実績を踏まえて、体力づくりを基盤とした学校経営に取り組み、子どもたちの自主性と達成感を大切にした体育の強化研究を推進し、本市の教育の発展に貢献されました。

次に、死亡叙位でございますが、鈴木榮次郎先生におかれましては、昭和24年に本市において教職の道を歩み始められ、昭和62年に川崎市立大師中学校長として退職されるまで、38年にわたり教育の発展に御尽力いただきました。国際理解教育や社会貢献活動を推進なさり、学校と地域が密接に連携する体制をつくって、教育環境の向上に寄与なさいました。また、川崎市立中学校教育研究会において部会長を歴任されるなど、多方面で御活躍され、本市の教育の推進に御尽力いただきました。

いずれの先生方も、その長年の教育功勞に対して、叙位・叙勲を受けられたものでございます。報告事項No.1は以上でございます。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。何か御質問等ございますでしょうか。  
特によろしいですか。  
それでは、ただいまの報告事項No.1について、承認してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

＜承認＞

**【渡邊教育長】**

それでは、報告事項No.1は承認といたします。

**報告事項 No. 2 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について**

**【渡邊教育長】**

次に、「報告事項No.2 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」でございます。説明を庶務課担当課長にお願いいたします。

**【瀬川庶務課担当課長】**

それでは、「報告事項No.2 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」、御説明申し上げます。

報告事項No.2の1ページをごらんください。「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、御報告し、承認を求めるものでございます。

はじめに、「1 臨時代理した事項、(1) 件名」は、「川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」(案)の制定でございます。

次に、(2) 内容につきましては、2条建てで改正する条例のうち、第1条の改正は、公布の日から施行とし、本年12月期の期末手当の支給割合を、「100分の172.5」から「100分の177.5」に改め、100分の5増額するものでございます。第2条の改正は、平成31年4月1日施行とし、次年度以降に支給する期末手当の支給割合を年間支給割合である100分の335を6月期と12月期に均等に配分するため、それぞれ「100分の167.5」に改めるものでございます。

次に、「2 臨時代理を行った日」は、平成30年11月16日でございます。

次に、「3 臨時代理を行った理由」といたしましては、平成30年12月期における教育長の期末手当について支給割合の改定が必要となり、11月26日に開会いたしました市議会へ条例議案を提出し、期末手当の基準日である12月1日までに、根拠条例を整備する必要がございましたので、教育長が臨時に代理したものでございます。

次に、2枚おめくりいただきまして、3ページをごらんください。制定理由でございますが、「川崎市人事委員会から市議会及び市長に対してなされた平成30年10月9日付け報告及び勧告に鑑み、一般職の職員の給与改定に関連して特別職の職員の給与について必要な措置を講ずる

ため、この条例を制定するもの」でございます。

説明は以上でございます。

**【渡邊教育長】**

以上のとおり説明いただきました。何か御質問等ございますでしょうか。

特によろしいですか。

それでは、ただいまの報告事項No.2について承認してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<承認>

**【渡邊教育長】**

それでは、報告事項No.2は承認いたします。

## 7 議事事項 I

### 議案第52号 通学区域の一部変更について（野川小・南野川小学校区）

**【渡邊教育長】**

続きまして、議事事項 I に入ります。

「議案第52号 通学区域の一部変更について（野川小・南野川小学校区）」の説明を企画課長にお願いいたします。

**【田中企画課長】**

それでは、「議案第52号 通学区域の一部変更について」、御説明いたします。

議案書の「1 変更の理由」をごらんください。平成30年11月5日に高津区及び宮前区野川地区の一部で住居表示が施行され、これまでの地番による住所の表示から、住居表示による表示に変更されました。それに伴い、高津区野川地区の小学校の通学区域について、住居表示との整合を図るため、通学区域の一部変更を行うとともに、通学の実態にあわせて指定変更可能地域の設定を解除するものでございます。

「2 変更の内容」でございますが、それぞれ表のとおり、南野川小学校から野川小学校へ指定校を変更し、指定変更可能地域の設定を解除するものでございます。

次に、「3 施行日」でございますが、平成31年1月1日から施行するものでございます。

資料1をごらんください。野川地区全域をお示しした広域図でございます。薄い灰色の箇所が今回の住居表示の地区となります。オレンジ色の箇所が通学区域の変更箇所でございます。

それでは、資料2をごらんください。左上、「児童の状況」でございますが、現在、当該地区から野川小学校へ3名、鷺沼小学校へ1名、久末小学校へ5名通学しておりますが、既に指定変更の手続き済みですので、転校等の必要はございません。また、南野川小学校へ通学している児童はおりませんので、南野川小学校への指定変更可能地域の設定は行いません。

次に、変更対象地区の詳細につきまして、「対象地区の周辺図」をごらんください。左側下段が、①東野川2丁目8番、右側上段が、②東野川2丁目9番、右側下段が、③東野川2丁目13番でございます。地図中の「オレンジ枠」に囲まれた箇所が対象地区でございます。青い線が現在の小学校の通学区域となっております。黄色の線が変更後の新たな通学区域でございます。

最後に、当変更案につきまして、関係する学校、町内会、変更対象地区にお住まいの方々に事前に説明を行ってまいりましたが、特に御意見はございませんでした。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**【渡邊教育長】**

以上のとおり説明をいただきました。何か御質問等ございましたらお願いいたします。

**【小原委員】**

よろしいですか。

**【渡邊教育長】**

小原委員、どうぞ。

**【小原委員】**

資料の2のところの、未就学児童数があるんですけども、ここの御家庭もこの変更に関しては特に何も。

**【田中企画課長】**

戸別にポスティングを行いましたけれども、特に御意見はございませんでした。

**【小原委員】**

じゃあ、これとって意見がというわけではないんですね。

**【田中企画課長】**

はい。

**【小原委員】**

わかりました。ありがとうございます。

**【渡邊教育長】**

他の委員さん、いかがですか。

よろしいですか。

それでは、ただいまの議案第52号ですが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<可決>

**【渡邊教育長】**

それでは、議案第52号は原案のとおり可決いたします。

**議案第53号 平成31年度使用高等学校教科用図書（追加）の選定に係る諮問について**

**【渡邊教育長】**

続きまして、「議案第53号 平成31年度使用高等学校教科用図書（追加）の選定に係る諮問について」でございます。説明を指導課長にお願いいたします。

**【久保指導課長】**

それでは、よろしくをお願いいたします。

「議案第53号 平成31年度使用高等学校教科用図書（追加）の選定に係る諮問について」、御説明させていただきます。

議案書の1ページをごらんください。はじめに、1の諮問内容でございますが、平成31年度使用高等学校教科用図書（追加）につきまして、今回は川崎市立川崎総合科学高等学校の教科用図書の調査審議をお願いするものでございます。

次に、2の諮問理由でございますが、川崎市立川崎総合科学高等学校全日制過程第3学年において、平成31年度から、地理歴史科の日本史A、公民科の倫理及び政治経済を選択科目として新設することとなりましたが、本年の教科書採択における手続の過程におきまして、当該校から教科用図書選定審議会に報告する選定候補一覧に、当該科目の教科用図書が含まれていなかったことから、追加で採択を行う必要が生じたためでございます。

採択にあたり、あらかじめ教科用図書選定審議会に調査審議をお願いするため、教育委員会が審議会に、それらの調査審議について諮問を行うものでございます。本委員会で御承認いただきましたら、1枚おめくりいただき、2ページのとおり諮問し、手続きを進めてまいります。

さらに1枚おめくりいただきまして、3ページは当該諮問の根拠法令である、川崎市附属機関設置条例でございます。

なお、3枚おめくりいただきまして、6ページは「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」の参考条文を掲載してございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

**【渡邊教育長】**

以上のとおり説明をいただきました。何か御質問等ございましたら、お願いいたします。

特によろしいでしょうか。

それでは、ただいまの議案第53号ですが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

**【各委員】**



<可決>

**【渡邊教育長】**

それでは、議案第53号は原案のとおり可決いたします。

**【渡邊教育長】**

傍聴人の方に申し上げます、会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退出くださいますよう、お願いいたします。

<以下、非公開>

## 8 報告事項Ⅱ

### 報告事項 No. 3 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

瀬川庶務課担当課長、森庶務課長が説明した。

報告事項 No. 3は承認された。

## 9 議事事項Ⅱ

### 議案第54号 学級編制基準等の改正について

猪俣教職員企画課長が説明した。

渡邊教育長が会議に諮った結果、議案第54号は原案のとおり可決された。

## 10 閉会宣言

**【渡邊教育長】**

本日の会議は、これをもちまして終了いたします。お疲れさまでした。

(14時40分 閉会)